

とちぎ食の安全・安心推進会議
(第11回) 議事録

1. 日 時 平成24年2月6日(月) 14:00～16:02

2. 場 所 栃木県庁本館6階大会議室2

(齋藤生活衛生課課長補佐)

それでは、ただいまから第11回とちぎ食の安全・安心推進会議を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます保健福祉部生活衛生課、課長補佐の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、本日の予定を説明させていただきます。まず開会あいさつの後、本日は内閣府食品安全委員会からの「放射性物質の食品健康影響評価の結果及び最近の動向」について説明がございます。その後、議事に入りまして、報告事項を含めましておおむね午後4時の終了を予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、初めに委員の出欠についてご報告いたします。飯島委員、長尾委員、山岡委員におかれましてはご都合によりまして欠席とのご連絡をいただいております。本日は17名の委員のうち14名の委員に御出席をいただいておりますので、とちぎ食の安全・安心推進会議規則第5条第2項の規定に基づきまして本会議が成立していますことをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、栃木県保健福祉部長、中里勝夫よりごあいさつを申し上げます。

(中里保健福祉部長)

皆さん、こんにちは。第11回とちぎ食の安全・安心推進会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には大変お忙しい中、またお寒い中、当推進会議に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

改めて申し上げるまでもなく、食は私たちが健康で豊かな生活を送る上で欠かすことのできない大切なものでございます。食品の安全性を確保いたしますことは、県民の皆様が安心して生活を送る上で極めて重要でございまして、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」が制定、推進されている所以でもございます。

県では、昨年の東日本大震災に伴います原発事故の発生によりまして、農産物等から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことを受けて、昨年11月にこの条例に基づきます「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(2期計画)」につきまして、当推進会議の御意見等を踏まえまして、食品安全管理体制の強化を図る観点等からもろもろの見直しを行ったところでございます。また、計画の見直しと併せまして、放射性物質測定装置の拡充、農産物等のモニタリング検査の実施、検査結果の速やかな公表、さらには相談窓口の設置や講演会の開催など、県民の皆様の食の安全・安心の確保に向けた取り組みを推進してまいったところでございまして、県といたしましては引き続き、これらの取り組みを通しまして食の安全を確保し、県民の皆様の不安の軽減に努めてまいりたいと考えております。

本日は、内閣府食品安全委員会事務局のリスクコミュニケーション専門官、久保順一様をお招きいたしまして、昨年公表されました放射性物質の食品健康影響評価の結果、国の動向につきまして御説明をいただくこととしております。

また、放射性物質に対する県の取り組みといたしまして、モニタリング検査結果であるとか放射性物質の検査を追加いたしました「平成24年度栃木県食品衛生監視指導計画（案）」につきましても御意見をいただくこととしております。

委員の皆様方には、県民の皆様が安心して日々の食生活を送ることができますよう、忌憚のない御意見を賜りますことをお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（斎藤生活衛生課課長補佐）

大変申しわけございません。中里部長につきましては本会議終了まで出席予定でございましたけれども、急用ができて、ここで退席させていただくことになりました。申し訳ありませんが、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

（中里部長 退席）

（斎藤生活衛生課課長補佐）

続きまして、会議次第の3、情報提供ですが、内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション専門官、久保順一様から「放射性物質の食品健康影響評価の結果及び最近の動向」について、説明をお願いしたいと思います。

それでは久保様、よろしくお願いいたします。

（久保内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション専門官）

御紹介にあずかりました、内閣府食品安全委員会でリスクコミュニケーションを担当させていただいております久保と申します。この場にお招きいただきまして、私どもが取りまとめた放射性物質によります食品健康影響評価につきまして、説明させていただく機会をいただきまして感謝申し上げます。

スライドのトップページにございますバインダーの量ですけれども、これは今回の放射性物質に関する評価に際して参考にさせていただきました内外の論文の一覧となっております。約3,300の内外の原著論文に直接当たらせていただきました。

本論に入る前に、ここにいらっしゃる方は今の国の食品の安全性を守る仕組みがどうなっているかというのは既に御承知かと思うんですけれども、おさらいという形で簡単に触れさせていただきたいと思っております。

現在、食品の安全性を確保するための考え方ということですが、基本的にはどんな食品にもリスクがあるという前提で、そのリスクを科学的に評価して、それぞれのリスクに応じた妥当な管理をするべきだ、そういったポリシーで食品安全というのは保たれているという状況です。これによりまして食品の悪影響を未然に防ぎ、許容できる範囲・程度に抑えるということです。以前は出口というんでしょうかね、製品なら最終製品になったところをチェックすればいいとか、加熱すればいいとか、そういった考え方がメインだったんですけれども、そうではなく、生産現場から生産プロセスに至るまでちゃんとポイントを押さえて、それぞれに応じた管理をして、トータル的に安全な食品を消費者に提供する、そういった考え方が主流になってきております。

そもそもリスクという言葉はよく使われますが、リスクという言葉をちゃんと科学的に御理解いただいているかどうかというのは疑問の残るところです。食品の中にはいろんな危害要因があります。生物学要因というのは例えば微生物・食中毒菌のようなものであり、化学的要因であれば残留農薬・食品添加物というのが代表的なものだと思います。そういったものを摂取した場合、摂取する頻度というのはどれぐらいあるのか。摂取した場合、それはどんな影響を体に及ぼすのかということ掛け算でリスクと表す。それによって適切な管理を行うということになります。

例えば食品のリスクというのは第一義的には食中毒が挙げられますが、一般の食中毒菌、

例えばサルモネラでありますと、一般的な健康な方であれば少々おなかを壊しても2・3日我慢すれば大体治るということですが、腸管性出血大腸菌などになりますとかなり重篤になって死に至る場合があるということで、それぞれのリスクに応じた管理・措置がとられるわけで、牛肉の生食についてはそういった観点で新たな規制がとられたということは記憶に新しくなっております。

そういったプロセスの中で食品安全委員会は何をするところなのかということなんです、基本的に食べても安全かどうか調べて決める。それは科学的・中立公正に行うもので、それをリスク評価といいます。それを受けて厚生労働省なり、農林水産省、消費者庁がリスク管理という立場で、食べても安全なようにルールを決めて、それが守られるように監視する。そういった個別のルールづくりにつきましては科学的・中立公正という観点だけではなく、政策的とか、不安という国民感情、あとコストパフォーマンスとか、規制をかけてもそれが検出されるかどうかという技術的可能性、そういったものをいろいろ勘案して、それぞれの食品衛生法の規定等を決めて、それを守るように管理するというような形で、純然と役割分担がなされているところです。

こういうふうに分けられたのは比較的新しくて、平成15年です。食品安全基本法という法律が施行され、リスク評価とリスク管理が分離され、食品安全委員会がリスク評価を行うということになっております。

それぞれを決めるプロセスですが、やはり透明性が一番重要でありまして、どういった議論の結果、どういう資料・データを用いてこういう結果になったのかということや、やはり国民の皆様にもきちんとお伝えしなければいけないということと、あと、どういったプロセスでこういうふうになったかということや丁寧な言葉で説明しないとなかなか納得していただけないということがありますので、それらリスクコミュニケーションということで、リスク評価・リスク管理、それぞれの場面でリスクコミュニケーションというのが非常に重要視されています。

特に、リスク管理の場であっても、国が規定を決めたと上から一方的に押しつけられると、やはり現場ではなかなか受け入れがたいものもあると思いますので、その辺をちゃんと理解していただかないと、せっかく作ったルールが十分機能しないというような状態になるということがありますので、評価・管理、それぞれの場面でコミュニケーションというのが非常に重要視されているところでございます。

放射線・放射性物質ということですが、ふだんは我々の食生活から無縁なところにあつたリスクです。非常に分かりにくいということがありますので、ざっとおさらいをさせていただきます。

一口に放射線と申し上げても、放射線にもいろいろ種類があります。ガンマ線・エックス線、ベータ線、アルファ線、それぞれ放射線と言われますけれども、物理的な性質というのはかなり違っております。下がエネルギーというか、透過する能力ですが、ガンマ線・エックス線というのは紙を突き通してアルミ・鉛でないと止められないような性質を持っている。これは電磁波です。光とか、そういったものと同じ電磁波なので、こういったものを突き通してしまふ。ベータ線というのは電子の流れということで、これは粒子の性質があるということで、紙を突き通すけれどもアルミニウム等の薄い金属板で遮へいすることができる。一番大きくて重たいのがアルファ線というもので、これはヘリウムという元素の原子核でできるもので、これは強い流れで、力で飛んでいくということですが、大きいので紙一枚あればそこでとまってしまふというような性質を持つものです。

今、現実的に問題になっているのはガンマ線・エックス線というもので、電磁波という性格があり、いろんなものを突き通してしまふので、それを体が受けとめて、いろ

いる悪さをするということが非常に心配されているところです。ただ、アルファ線というのは紙で止まる性質がありますが、これが万が一、体内に取り込まれると、体内からこういう重たい粒子が中の細胞・DNAを強い力で傷つけるということです。外にある場合はアルファ線はそんなに恐れることはありませんが、いろんな形で体内に入った場合はガンマ線・エックス線に比べて10倍・20倍ぐらいの影響を及ぼすと言われていています。そういったことをそれぞれ考えて、体に対する影響というのを考えなければならないということになります。

あともう一つ、分かりにくいのは単位の問題です。ベクレルとシーベルトという2つの単位をよく耳にすることがあると思うんですが、ベクレルというのは物質から放射線を出す能力の強さを示すものです。1キログラム当たり500ベクレルという暫定規制の数値がありますけれども、簡単に申しますと、その物質1キログラムから1秒間に500発の放射線が出ているというようなイメージで結構だと思います。これを体内にとった場合、1秒間に500個の放射線が出てきているわけですから、これを体の中で受けとめるということですので、先ほど申し上げたとおり、いろいろな放射線の種類があります、あと放射性物質によってたまりやすい、特定の器官にたまりやすいものであるとか、そうでないものもありますので、そういったものごとに係数を掛けて、体に対する影響というのを示すようになっています。これがシーベルトという単位になります。

それを変換する係数というのが実効線量係数といわれるものです。1回食べた場合、その影響が大人であれば50年間、子供であれば70歳まで一度に及ぼすというような、積み上げた形で数値的にあらわすようになっています。これで客観的に体に対する影響を、シーベルトという単位ではかることができる仕組みになっています。

実際に計算してみると、1キログラム当たり500ベクレルのセシウム137を1キロ食したとして、体に対する影響というのは500ベクレル掛ける、1キログラムにセシウム137の実効線量計数というのが0.000013という数値が出されておりますので、これを掛け合わせてシーベルトに換算したところ、体に対する影響としては0.0065ミリシーベルトに相当するというように、数値的な判断、把握ができるという仕組みになっています。

実効線量係数というのは放射性物質の性質、それから摂取経路、あと年齢区分ごとに国際放射線防護委員会というところが設定しているものです。

体に対する影響を見るためには半減期、放射性物質が体から減る仕組みというのを理解する必要がありますかと思えます。放射性物質というのはずっと体にたまり続けて悪い影響を及ぼし続けるというイメージが非常に強いんですが、それは正しくもあり、正しくもないということです。

一つは物理学的半減期。これは懐中電灯と同じで、エネルギーをずっと放出しているわけですから、いつかは放射性物質といえども電池切れで、そういうエネルギーを出す能力が失われてしまいます。それが半分になるのが物理学的半減期といわれるもので、物によって長いものもあれば短いものもあります。今一番問題になっているのはセシウム137という物質で、これは半減期が約30年もあるということで、今非常に注目され、問題視されているものです。

それが万が一、口に入った場合、30年間ずっと体内にいるわけではありません。セシウムといえども化学物質の一つですので、体の代謝能力によっていずれ排出されるというふうなことになります。セシウムの排出時間は、代謝の活発なお子さんであれば9日間とか1月ぐらいですが、50歳以上になると90日間と長くなってきます。いずれにせよ30年という物理学的半減期よりも速やかに外に排出され、結果的に体に対する影響もそう

いった時間軸で少なくなると御理解いただければと思います。先ほどの実効線量係数も、食べた場合に体からどのぐらいの速度で外に出ていくかということも踏まえて設定されています。

ここもなかなか十分な御理解が進んでいないところがあるかと思いますが、放射性物質による内部被曝と外部被曝の関係です。先ほど申し上げました、イメージとしては内部被曝の方が体に対するダメージが大きいと一般的には御理解されていますが、それは確かに正しい部分があると思います。やはり取り入れれば体の中にある器官に放射線が放出され、体に対して影響を及ぼし続けますので、それだけを見れば内部被曝の方が影響が高いと言えるかと思います。一方、外部被曝というのは外部からの放射線ですので、放射線量が高い地域にいた時間の積であらわすことができます。そこから立ち去ったり、あと遮へいされたところに入ると当然、外部被曝というのは少なくなったり、影響を受けなくなります。外部被曝の典型的なものはレントゲンで、カシャッとレントゲン写真を撮ったときに瞬間的に被曝するというイメージに近いものです。

体に対する影響も当然プロセスによって異なってくるわけですので、それをきちんと同じレベルで把握するためには先ほど申し上げたシーベルトという単位を用います。用いたときには、先ほど御説明しましたけれども、内部被曝につきましてはいろんな内部被曝に関する要件を足し上げる形で積算した数字をシーベルトということであらわすことができますので、同じ被曝をシーベルトという単位で見た場合は体に対する影響は同じ土俵で比較できるという仕組みになっておりますので、内部被曝だろうが外部被曝だろうが何ミリシーベルトという単位で見た場合は同一のものと見ることができるという仕組みになっています。

あと低線量の、関東地域を含めて今低線量の食品由来の被曝状況を勘案する場合は、もともとある自然放射線の量というのもやはり検討しなければならないかと思います。福島事故がある前から、日本人は約1.5ミリシーベルトを年間でいろんな場面で被曝しています。食品からも0.41ミリシーベルト、毎年被曝しているということになります。これはあくまでも日本の平均でございますので、地域によっては高いところもあれば低いところもあるということで、最大で地域差が0.4ミリシーベルトあるということで、バックグラウンドとして、これだけの放射線を我々は浴びていて、地域によっても大小があるということをまずベースにおいて、リスクというのを考えなければならないかと思います。

食品由来の放射性物質がどこから来ているのかということですが、主だったものはカリウム40という放射性物質です。こんなにたくさんカリウム40という放射性物質が入っているのかと、ちょっと驚かれるかとは思いますが、こういったものを我々はずっと昔から食して、何ら健康に問題がないという状況です。干し昆布は2,000ベクレルですが、干し昆布を1キロ食べるということはまずありえません。例えば牛乳とかビールは、大ジョッキで飲むとすぐ1リットルぐらい行ってしまうかと思いますが、これぐらいカリウム40が入っているという状況です。ご心配されている方で1ベクレルでも食べたくはないとお感じになっている方はたくさんいらっしゃるかと思いますが、こういったものが既に存在し、その中で我々は普通に生活するということを考え合わせますと、余りセンシティブになる必要はないのではないかということをお理解いただければと思います。

これはカリウム40という放射性物質のベクレルですが、体に対する影響の度合いから言いますと、先ほどのセシウムに比べて約半分ぐらいの影響だと見積もっていただければと思います。それでも10とか20とか、そういったものを普通にとっているということになります。カリウムというのはご存じのとおり我々の必須元素でございますが、必ずカ

リウムには0.01%程度はカリウム40というのが含まれておりまして、これは地球上にいる限りは絶対逃れられないような放射性物質だと理解していただければと思います。

放射線による健康影響の種類ですけれども、確定的影響と確率的影響の2種類あると言われております。確定的影響というのは比較的線量の高いもので急性被曝というようなものです。放射線量が高ければ体表面がやけどをして、脱毛したり、不妊とか、そういったいろんな症状が起こりますが、だんだんと線量が低くなるにつれて全く出ない、0になる値があると言われておりますので、これは閾値があるものだと言われております。これが確定的影響です。

もう一つ、今問題になっているのは確率的影響で、発症の確率が線量とともにふえますけれども、それは確率なので、必ずなるとか、ならないということが決定的ではないというようなものです。ある程度、浴びてしまっても出ない場合もありますし、すごく少ない線量でも発症する可能性があるということで、これの代表的なものとしてはがんということになります。がんになるメカニズムは御承知のとおり放射線等でDNAが障害を受け、それがうまく復元できずに、どんどん自己制御できないようながん細胞がふえてしまうというのががんのメカニズムですけれども、細胞のDNAが傷つけられる要因というのは放射線だけではなく、飲酒とか喫煙とか、いろんな食生活要因もあって傷つけられるわけです。

先ほど御説明しましたとおり、我々を構成する元素自体から放射線が多数飛んでいるという状況の中ですので、その中で一々DNAが傷つけられ、それがいろんな障害を持ったものであると、そもそも我々はこんな形で生きていることはできませんので、それを防護するためのいろんな仕組みが体内に備わっているということをまずベースとしてお考えいただく必要があるかと思っております。そういったいろんな防護作用を乗り越えて、初めてがん化するという最終ステージに立つということです。

最近がんになる方がふえているということでもいろいろ心配されているかとは思いますが、一つはこういった生態防御作用というのは加齢とともに低下してきてしまうということがあります。ですから日本人の平均寿命が高くなるにつれ、やはりこういう防御作用が衰えたところをついてがんが発症して、最終的にはがんで亡くなる方が統計的な数字でふえてきたという一面もあれば、もう一つはがん以外の一般的な疾病、感染症とか、そういったものにつきましてはやはり医学の進歩でかなりそれで亡くなる方が少なくなった。ただ、がんに打ち勝つような決定的なものを我々は手にしていないがために、統計上の見え方としてはがんが増えてきていると一般的には御理解していただければと考えております。

前振りが長くなってしまいましたが、私どもの評価結果になります。先ほど御説明しましたが、食品安全委員会がリスク評価して、厚生労働省はそれに基づきルールを決めるということです。今般の場合は緊急事態ということですので順序が逆になりました。緊急時の場合は暇をおかずに国民の安全性を図るためにはまずルールをつくって規制をかけて、その後で評価を要請するということが認められておりますので、今回はその手順に従って順序が逆になりました。3月17日に暫定基準値を設定し、3月29日には内容について私どもが緊急取りまとめという形で、暫定基準値の放射性セシウムの年間5ミリシーベルトというのはかなり安全側に立ったものという形で結果をご報告させていただき、これを受けて今に至るまで厚生労働省は暫定規制値での規制を行っているということになります。評価をいただいた内容につきましては緊急時だけではなく、緊急時・平時を問わず人の健康に対する影響というのを評価してもらいたいということですので、10月27日に評価を取りまとめ厚生労働省の方にお返ししたところです。現在、厚労省がそれを受けた形で新

たな基準値という案を取りまとめてパブリックコメントを皆様から受け付けていた。今はパブリックコメントを受けて、それをどういうふうな形で反映させるかということを検討されているという状況になっています。

私どもの評価の中身ですけれども、内外の放射線に対する文献を評価・検討させていただきました。いろいろな文献がございますが、の中で信用に当たるものということで、まずは被曝線量の推定が正しいか。要はこの方がどれぐらい被曝したからこういう結果になったということの因果関係がはっきりしないとはっきりしたことは言えませんので、被曝線量の推定がちゃんとしているものということです。

先ほど言いましたが、がんになる要因というのは放射線だけではないということで、いろんな生活習慣とかがかかわってきますので、そういった別の要因を排除するためにはいろんな考え方がございます。その辺の検討の手法が正しいかどうかということも重要なポイントになります。

最後になりますが、ここは残念ながらというところになりますけれども、本来は食品由来の被曝ということで内部被曝のデータを見る必要があったんですけれども、ほとんどデータとしては見当たらなかったということでしたので、外部被曝を含めた疫学データを用いて検討をさせていただきました。

あともう一つ重要なポイント、ここもいろいろ誤解を招いているところではありますが、ICRP等の放射線関係の国際機関におきましてはリスク管理のために高線量で得られた、この辺で得られたデータを低線量でも同じような形であらわれるというような前提のもとでいろんな提言とか規制値というのが定められているところです。これはICRP等が採用している直線閾値なしモデルというような一つのモデルですけれども、100ミリ以下でも、徐々に影響が減じられますが、決して0にはならない。そういった前提のモデルを用いているということです。

今回、このモデルの可否につきましては、残念ながら専門家の中でも意見が分かれている状況です。専門家の中ではもっと低線領域でセンシティブに高い影響を及ぼすというお考えを持たれている方もおりますし、逆に低線領域では健康にいい、逆に人間の体にいいような影響を及ぼしているというお考えのモデルを示されている方もおります。そこはまだ国際的な議論がはっきりしていないということですので、私どもは被曝した人々の実際の疫学データを、モデルによらず、直接用いて判断をさせていただきました。

先ほど疫学データを使っていると御説明しましたけれども、因果関係というのは一つではなくて、いろんな交絡要因、がんであれば飲酒、血縁、その他の食生活・食習慣が十分いろんな形でかかわっているということです。この中から例えば放射線だけの影響を見るためには、こういった別の要因をフィルターをかけて排除しなければならない。このプロセスがしっかりしないと何が原因でこうなったかというところがはっきり言えないということですので、疫学を考える場合、データ補正というのが非常に重要になってきます。

そういった観点から選択させていただいた疫学データをちょっとお示します。

一つはインドの自然放射線量が高い地域、この地域におりますと累積線量で500ミリシーベルト以上というような地域で、何世代・何万人の方が住んでいらっしゃいますが、そういった人たちを見た場合、発がんリスク増加が見られなかったという報告がなされています。

あと2つは残念ながら私たち日本人のデータでございますけれども、広島・長崎の原爆のデータでございます。白血病の死亡リスクが、被曝した集団と被曝していない集団を比較したところ、200ミリシーベルト以上で差が見えてきた、リスクが上昇したのがはっきりとわかった。200ミリシーベルト未満では差が認められなかったという報告がな

されています。

もう一つは固形がんになる死亡リスクですけれども、これは被爆者集団、被爆された線量の集団を0から125を一つの集団と見たときに、被爆線量が増えるとリスクが高くなるという、こういった直線性が見られたというような報告があります。これは0から125ミリシーベルトを一つと見たときです。ところが上限を125から100に下げた場合、先ほど見えていた関連性がランダムになって、見るができなかったというような報告がなされています。

そういったことを勘案して、何らかの関連性が出てくるところというのが100ミリシーベルト以上、500・200・100という数字が示されておりますけれども、一番保守的な数字を採用しまして、100ミリシーベルト以上のところで関連性があらわれると私どもは判断させていただきました。

ご心配な点は子供さんに対するご心配の点でございます。この観点につきましても別途チームを立ち上げて検討させていただいたんですけれども、チェルノブイリ原発事故に関連した報告の中で5歳未満であった小児に白血病のリスクが増加したという報告がありました。あと、甲状腺がんですけれども、被曝した年齢が低いほどがんのリスクが高いという報告もございました。ただし残念ながら、この報告はいずれにつきましても、この子がどのぐらい被曝したかという部分が数字的にどうもはっきりしない残念なデータになっていますが、そういったことも踏まえて、私どもがここで示された数値を直接的に今回の評価に採用することは残念ながらできませんでした。

もう一つ、胎児への影響につきましては1シーベルトとか0.5シーベルトという高い線量での影響は出てきましたけれども、それ以下については特に問題がないということで、私どもが示した100というところと比較しても十分それはクリアしているんじゃないかというふうに考えられております。

最終的な概要でございますけれども、放射線による影響が見出せるのは生涯における追加の累積線量がおおよそ100ミリシーベルト以上と判断させていただきました。これは先ほどお示した通常の一般生活による放射線量、自然放射線とかレントゲン撮影等の医療被曝等は除いております。残念ながら小児期間につきましては、いろんな実験データからも踏まえて、感受性が成人より高い可能性がある、甲状腺がんや白血病があるというような間接的な表現でしか言及することはできませんでした。願わくば管理の部分でそこを踏まえた措置をしていただければ、というような思いを入れさせていただいております。100ミリシーベルト未満につきましてはじゃあどうなのか、白黒ついたのかということでございますけれども、残念ながら未満につきましてはやはりほかの要因、飲酒とか喫煙とか生活要因の部分が大きく出てきておりますので、その中で放射線はどれだけ影響があるんだということをはっきりと言及することはできませんでした。ここの中ではあるともないとも言えないというような、非常にグレーな内容になっております。

100ミリという意味ですけれども、これ以上は危険で、これ以下なら安全だというような、そういった境目ではないということです。101ミリで必ずがんになるというわけでもないですし、99ミリなら全くがんにならないというようなことでもありません。科学的な直接のデータで把握された一つのバックベースだというふうに御理解いただければと思います。これを超えると健康上の影響が出る可能性が高まるということが統計的に確認されている値という、ちょっと分かりにくい値ですけれども、これをベースにして安全性を保つための規制というものを考えていただきたいということです。

これは食品からの追加的な、実際の被曝量に適用されるものということで、今どれだけ食品由来で被曝されているのかということをも十分リサーチした上で、個別のルールという

のをつくっていただきたいというものです。

それを踏まえて厚生労働省さんが今まさに数値を検討されていますが、何が変わったかという ICRP 等で示されていた年間 5 ミリシーベルトというベースのものを、コーデックス等で示している年間 1 ミリシーベルトというレベルに引き下げて、それに該当する、それをクリアするためにはどういう食品群にどれぐらい割り振ったらいいかというような形で、飲料水なら 10、牛乳なら 50、一般食品なら 100、乳児用食品なら 50 という形で、それぞれの食品群に割り振っております。変わったところは、飲料水・牛乳・乳児用食品という特別な区分を新たに設けた。飲料水はもとからありましたが、それを検討するに当たっては私どもがお示しした子供さんへの影響というのを踏まえて、一般食品に比べてかなり低いレベルの規制値になっております。飲料水 10 というのは WHO が出されている数字を用いたと聞いております。

実際にどういうふうに割り振っているかというところですが、指標値、規制値としては今のところセシウム 137 しか出されていないわけで、ほかのストロンチウムとかプルトニウムはどうなったのか、それを心配しなくてもいいのかというご心配をされる方もいらっしゃるかもしれませんが、規制値の中にはこのほかの放射性物質がある一定含まれているという前提で、それを代表する形でセシウムというものを示すというような考え方で作成されていると聞いております。存在比が大体わかってきておりますので、セシウムの量で把握すれば、ほかのものも十分クリアできるというような考え方で設計しております。

その中で各年齢構成別で分けてみますと、一番センシティブというか、厳しい値というのは 13 歳から 18 歳までの男の子で 120 という値が出ておりますけれども、この一番厳しい値をとって、まるめて 100 というふうな形で決めたという考え方になっていきます。

なぜこういう元気な子供かという、たくさん食べるから当然摂取する量が多いので、この部分を用いております。ぱっと見れば小さな子供さんをメインにするんじゃないかという議論がありますが、そもそも食べる量が少ないわけですから。このレベルに達するためには、よほど食べる人というのはやっぱりこういう若い男の子ということで採用されています。この基準をクリアすれば、どの部分でも基準値以下であるという形で安全性が保たれるということになっています。

あともう一つ、今現在のもとは異なるポイントは干しシイタケとかお茶、こうした乾燥したのものにつきましては基本的には食べる状況になったものを検査対象にするということです。お茶であれば茶葉を煮出して、浸出させて、お茶になった状態で測る。干しシイタケも水戻した状態で測るというような形になっております。

具体的にどれだけ茶葉を入れて何度のお湯の何 cc ではかるのかは、厚労省さんの方で今検討されていると聞いております。

もう一つ、これも重要なポイントですが、事故が起こって、ある程度汚染された食品が流通したということは間違いのないんですけれども、実際に我々はそれをどれぐらい食べてしまっているのかということ厚生労働省が推計しております。データとしては 3 月の事故直後から 8 月までのデータ。これは関東 17 都県、モニタリングの対象地域から上がってきたデータを用いたものですので、かなり線量の高い地域を含んだデータというふうに理解していただければと思います。

そういった高い線量が出ている地域・期間でとりましても、ことし 3 月からの 1 年間をとおしてのトータルの追加被曝量というのは 0.1 ミリシーベルト、これは中央値ですが、けれども、これぐらいの被曝量だというふうに推定されてございます。上位 10% であっても 0.4 ミリシーベルトということですので、私どもが今般お示しした生涯で追加 100

という数値と比べていただきますと、そこに至るまでは1,000年かかるということで、こういった状況データを見ても、非常にシビアなデータを用いてもこれぐらいの状況だということを御理解いただければというふうに考えております。

これを図示しますと、今の推計値はこれぐらいでありますし、食品の自然放射線量が0.4、トータル自然放射線量が1.5で、全世界の平均だと2.4ということですので、0.1というのは日本の中の地域差におさまる程度のレベルだと理解すれば少しは安心していただけるのかなと考えます。

今トータル1ミリにしましょうよということで考えております。実際1ミリシーベルトというのは食品ベースでどれぐらいになるかということ、約7万7,000ベクレル相当の放射能を有するという事です。500Bq/Kgの食品ですと、約154キロ食さない、今の1ミリというのには到底達し得ないということ。いろいろなものが汚染されて、数1,000ベクレルとか1万ベクレルとか、そういったものが出て、皆さんご心配されているかと思いますが、そういったものを万が一食べても、1ミリというものにはほとんど影響しない、ごくわずかな部分でしかありませんので、そういった場合も余りご心配される必要はないのかなと考えております。

放射線につきましてはいろんな機関、いろいろなところでデータを出しておりますけれども、私ども食品安全委員会としても情報提供しておりますので、ぜひわからない点がございましたらご参考にしていただければと考えます。

どうもご静聴ありがとうございました。

(斎藤生活衛生課課長補佐)

久保様、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問等がございましたらお願いします。

(なし)

(斎藤生活衛生課課長補佐)

ご質問等についてはないということで進めさせていただきます。

先生ありがとうございました。

それでは議事に入ります。この後の進行につきましては石井会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(石井会長)

皆さん、改めまして。今日は大変お忙しい中、またお寒い中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

先ほどリスクコミュニケーション専門官の久保様から放射性物質の食品健康影響評価の結果及び最近の動向につきまして、詳細にわたる御説明をいただきまして本当にありがとうございました。今、私たちは久保様のプレゼンテーションをお聞きしまして、本当によく分かり、そしてまたどの程度の内部被曝、そしてまた外部被曝の状況の中であれば大丈夫だということを具体的に数値をもって知ることができました。委員の皆様からも関心の高いところでございますし、県民の皆様健康を支える県当局も全力を挙げて今この問題に取り組んでおられるところでございますので、大変時期にかなった貴重なプレゼンテーションをいただきまして本当にありがとうございました。

それでは議事に入る前に、先ほどの放射性物質の食品影響等に関しましても前回の会議で事務局からご報告いただいたところでございますが、その後、県民の食に対する不安も

増している中で、お米あるいは果樹など、多くの食品の検査結果が公表されております。その中で、栃木県内の野生鳥獣、あるいは先ほどお話がありましたキノコ類から暫定規制値を超過する放射性セシウムが検出されるなどの報道がなされております。特に県民の皆さんも、先ほど久保様からもお話がありましたように、セシウム137という物質が一番悪さをするというところはいろいろな報道からも知っておりますが、その暫定規制値を越えている物質が出てきているということでございます。その中で県当局の役割がますます高まっているところでございますけれども、今般ゲルマニウム半導体検知器など、放射性物質測定装置の導入が進みまして、県民の検査体制が充実・強化されているところでございます。

本日は前回の会議で御意見を賜りました2期計画の見直しや、昨年7月以降のモニタリング検査の状況等につきましてご報告をいただけることになっております。また、今回は平成24年度栃木県食品衛生監視指導計画（案）につきましても議題となっております。委員の皆様方にはそれぞれのお立場から、限られた時間ではございますけど、忌憚のない御意見・御提言を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速、議事の方に入らせていただきたいと思います。

議事次第の4（1）「放射性物質に対する食品安全管理体制の強化について」から始めたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。どうぞお願いします。

（鈴木生活衛生課長）

生活衛生課長の鈴木でございます。

「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（2期計画）」の見直しでございますけれども、放射性物質に対する食品安全管理体制の強化についてのご報告です。資料はこちらの冊子でございます、こちらの方で説明させていただきます。

基本計画（2期計画）の見直しにつきましては、7月に開催されました前回の第10回「とちぎ食の安全・安心推進会議」で御意見をいただきまして、8月30日から9月30日までのパブリックコメントでの意見を踏まえまして、最終案を決定いたしました。11月22日に開催しました栃木県食品安全推進本部での審議を経て、決定したのですが、放射性物質に対する食品安全管理体制の強化につきましては、これまでに推進会議でも御意見をいただきましたし、パブリックコメントからも御意見をいただきましたので一部を紹介して、それから説明に入らせていただきたいと思います。

まず推進会議でございますけれども、一つは県民に限らず、県外も含めて消費者の皆さんが同じ不安を抱いているということで、表現を「県民」から「消費者」と修正して、消費者の不安を解消することを訴えていただきたいと思いますという話が出ましたので、そのように修正したところでございます。

また今後、状況がいろいろと変わってくる可能性があるのですが、2期計画の部分も含めて適宜見直すことがある旨を記載してほしいということでありましたので、それも記載したところでございます。

またパブリックコメントで2団体47名から御意見をいただきました。計49件でございます。

特に意見の多い項目としましては、施策の展開の中のモニタリング検査につきまして17件ありました。最も多いのが検出限界値を公表してほしい、表示してほしい。あるいは市場などの身近な食品を掲載してほしい。それから流通食品の検査もやってほしいということが多く寄せられました。

また、検査体制の充実が9件ございました。これは子供たちが安心できる検査体制の

強化、また幼稚園・学校給食食材の優先検査。それから食品の安全管理の徹底を訴える内容が多く寄せられました。

それから食に対する理解促進が7件でございました。きめ細かな学習会。学説の相違で判断できない。また勉強熱心な消費者への対応にも配慮してほしい、というようなことがありました。これらの意見につきましては県の考え方を県のホームページに掲載し、回答いたしましたところがございます。

そういうことで、それぞれ御意見をいただきましたが、その成果がこちらの「食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（2期計画）」の「放射性物質に対する食品安全管理体制の強化」でございます。こちらについて御説明させていただきます。

施策目標といたしましては「モニタリング検査を継続的に実施するなど、放射性物質に対する食品安全管理体制を強化するとともに、消費者への情報提供及び放射性物質の食品への影響についての理解促進」ということにいたしました。

現状と課題につきましてはご案内のとおりですけれども、食品の安全性に対する不安が高まるとともに、モニタリングや検査体制の整備、汚染された食品の流通防止が急務となっていること、さらには消費者への理解促進に努める必要があるということでございます。

施策の展開の1つ目といたしましては、「放射性物質に対する検査体制の充実」でございます。放射性物質測定装置の整備など、検査体制の充実と人材の育成ということになっております。

2つ目は、「放射性物質による食品安全管理体制の強化」でございます。農産物等のモニタリング検査の充実、及び継続的に行い、暫定規制値あるいは今後規制値が定められた場合には数値を超過した食品の流通を防止する。また関係自治体等との情報交換や連携、状況の変化に応じて柔軟かつ機動的な対応となっております。

3つ目は、「消費者への情報提供及び放射性物質の食品への影響についての理解促進」でございます。モニタリング検査結果の速やかな公表と情報発信の強化、相談窓口を設置するなど相談体制の強化、専門家による講演会の開催など、放射性物質に関する消費者の正しい理解促進でございます。また、地域の学習会に関係職員を派遣するなど、食の安全・安心といったテーマについての「県政出前講座」の充実に努めます。

4つ目は「食品製造事業者や生産者等に対する支援」でございます。食品製造事業者への支援としては県産業技術センターにおいて測定依頼への対応、生産者等への支援としましては各農業振興事務所において学校給食の食材等を含む地域農産物等の依頼検査に応じるということになっております。また「放射性物質に対する食品安全管理体制については、社会情勢の変化等により見直しが必要になった場合、随時適切な見直しを行います」としてあります。

なお、県の放射性物質測定装置の整備状況でございますけれども、大きく分けますと5つありまして、1つ目は農産物等の安全確保でございます。農産物等のモニタリング検査としまして、暫定規制値を超えた食品の流通防止を目的といたしまして農業試験場にゲルマニウム半導体検出器を現在1台、2台にする予定になっておりまして、野菜それから果樹、米・麦等の農産物や原乳・牛肉・豚肉等の畜産物、それからアユ・ワカサギ・ヒメマス等の水産物を対象とした検査を行うこととなっております。

それから林産物のモニタリング検査としましては、Na I シンチレーションスペクトロメータを24年1月19日に整備しまして、林業センターにおいてキノコ類、ワサビ、タケノコ、山菜等の林産物を検査することにしておりまして、現在はまだその体制が全部整っていないものですから、厚生労働省に依頼しまして国の検査機関で実施しているところ

ろでございます。

またNaIシンチレーションスペクトロメータを各家畜保健衛生所に整備しまして、と畜検査にかかる出荷制限の一部解除のための全頭検査を行っているところでございます。対象としましては県内で飼養されている牛をやっているところでございます。

大きな2つ目としましては、流通食品の安全確保でございます。食品衛生法に基づく行政検査としまして保健環境センターの方にゲルマニウム半導体検出器を2月、今月整備する予定になっております。対象としましては牛乳や乳幼児食品、一般食品の県内流通食品。さらにはイノシシ・シカ等の県内で捕獲された野生鳥獣を対象にすることとしております。現在のところは厚生労働省に依頼しまして国の検査機関で実施しているところでございます。また、そのほかにNaIシンチレーションスペクトロメータを2つの食肉衛生検査所に整備しております、と畜検査にかかるモニタリング検査を目的としましてやっております。対象としましては県内でと畜される牛・豚肉等の検査をしていくこととしております。

また大きな3つ目としましては、学校給食の安全確保のためのものでございます。学校給食食材の検査を、各教育事務所7カ所のうちの5カ所にシンチレーションスペクトロメータを整備しまして、今年4月から簡易検査をすることとしておりまして、喫食前の学校給食の食材をすることとなっております。これは県立・各市町村の学校給食が対象でございます。

それから大きな4番としまして、食品製造事業者に対する支援でございます。これは生産者等からの検査依頼に対応しまして、各農業振興事務所がNaIシンチレーションスペクトロメータを7台入れまして簡易検査を実施するというところでございまして、県産農産物、学校給食の食材を含むということで実施しているところでございます。

事業者からの測定依頼に対しましては産業技術センターでもってゲルマニウム半導体検出器で8月から実施しているところでございます。県内事業者の製造加工品を対象としております。

最後の5番目としまして、消費者に対する相談・対応でございます。これは消費者生活相談に係る測定依頼に対応しまして、消費生活センターがガンマ線スペクトロメータの国からの貸与を受けまして、簡易検査を実施しているところでございます。対象としましてはモニタリング検査対象外の食品、例えば家庭菜園等でできるような野菜とか、そういったものでございますけれども、相談者からの検査相談品について検査するということになっておりまして、今現在の整備、またこれから喫緊に整備されるものを含めると、現状としてはこのような状況になっているところでございます。

消費者に対する理解促進といたしましては昨年9月13日に「放射性物質と食品の安全性について」をテーマに、食品安全フォーラムを開催したところでございます。フォーラムの開催に当たりましては竹内委員が代表を務めます「とちぎ食の安全ネットワーク」にご協力いただきまして、予定では300名でしたけれども、510名もの参加をいただくなど、効果的に開催をしたところでございます。

県では放射性物質に対する食品安全管理体制の強化を追加した基本計画（2期計画）によりまして、食の安全・安心・信頼性の確保に向けて、各施策を総合的かつ計画的に今後も推進していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

(石井会長)

鈴木課長、どうもありがとうございました。

県の方では早速、2期計画の基本目標6の方に「放射性物質に対する食品安全管理体制の強化」ということでさまざまな観点から追補を入れていただきました。本当にありがとうございました。

このあとの議題の(2)農産物等のモニタリング検査結果及び今後の対応について、(3)消費生活相談に係る放射性物質簡易検査について、両方とも放射性物質に対する県の取り組みと極めて関連が深いものがございますので、事務局から続きまして御説明をいただき、その後に皆様から御意見やご質問等をいただきたいと思います。(3)の御説明が終わった後に一括でご議論をいただきたいと思いますと思っております。

それでは(2)農産物等のモニタリング検査結果及び今後の対応について、事務局より御説明お願いを申し上げます。福井課長、お願いします。

(福井経済流通課長)

では資料1と書いてある資料をお開きいただけますでしょうか。私の方からは1の「農産物の放射性物質検査について」の部分を御説明させていただきます。

下の表に検査状況が書いてございますけれども、1月26日現在のこれまでの検体数が下にまとめてございます。まず農産物というくりですけれども、野菜・果樹、それから米、麦類、大豆といったことを検査しております。それから②の畜産物につきましては原乳等に加えまして、牛肉について全頭検査を現在実施しております。また③の水産物は栃木県なので淡水魚になりますけれども、こういったものを合わせまして、牛肉の全頭検査の部分抜いた数字は、今の①②③を足しまして検体数としては1,134、その後2月に入りまして少しづつ件数はふえています、そのぐらいの数について今検査を済ませているところでございます。

詳細について、2ページをお開きください。検査は大きく分けましてモニタリング検査と、あと農業振興事務所における検査と、2つに分かれてございます。1のモニタリング検査ですけれども、こちらは県産農産物の出荷制限の要否を判断する検査でございまして、詳細は②にございますが、まず野菜の区分のところの一番上の3行を見ていただきたいんですけれども、野菜につきましては販売目的で栽培面積が10ヘクタール以上の品目につきまして、県内を3ブロックに分けて、ブロックごとの主要な産地で検査をしています。時期につきましては当該品目の出荷の初期に品目を検査しまして、出荷の是非を判断します。また周年出荷等とございますが、出荷が長期にわたる場合には毎月1回程度の検査を行っています。

同じ野菜につきましても、イチゴにつきましては重要品目ということで、特にすべての集出荷場、全市町村で県内44カ所になるんですけれども、そこについて検査を行いました。また現在も月1回、14カ所ほど検査を継続しております。

それから関心の高かったお米についてですけれども、お米につきましては全市町村、それも昭和の大合併前の旧市町村ごとに検査を行っています。時期につきましても念には念をとということで、収穫1週間前に一部を坪刈りいたしまして予備検査を行った後、実際の収穫後の調整したものにもう一度本検査をするという、そういう丁寧な検査を行っているところです。

畜産物につきましては、原乳の場合、農家の原乳がそのまま牛乳になるわけではなく、ブロックごとのクーラーステーションに集められて生乳となりますので、クーラーステーション単位で検査を行っています。

それから牛肉につきましては8月末の出荷の一部解除以降、出荷されるすべての牛を検査する体制でやっております。ですので時期につきましては出荷の都度ということになり

ます。

水産物につきましては、流域単位・天然と養殖の別、そういったことに着目して検査しております。

③のところ、先ほど説明がありましたが、農業試験場の方に10月以降ゲルマニウム機器が入りまして、それ以前の委託から、現在は農業試験場で直接検査をする体制に変わっております。

2) 検査結果の件数はその数字のとおりでありますけれども、野菜・果樹、先ほどのルールにのっとって1月末現在で63品目ほどの検査をしております。およそ市場に回るような野菜・果樹については網羅的に検査をしているところでございます。

それから3ページにお進みいただきたいんですけども、今申し上げましたことを踏まえて、出荷制限がかかった農産物が5つございまして、ホウレンソウ・カキナ・シュンギクにつきましては3月末に出荷自粛要請をいたしまして、いずれも4月末までにはすべて解除されております。

ただ、茶につきましては残念ながら出荷の規制がかかった状態で本年産は終わっておりますまして、本年度産については出荷されていません。

それから牛肉につきましては8月に制限がかかりまして、25日の一部解除後は先ほど申し上げました全頭検査を行っています。現在までに全頭検査で2万773検体で検査を行っております、10月時点で50Bq/Kgを超えたものが2件あったんですが、11月以降は50Bq/Kgすら超えていない、そういう検査結果になっています。

また野菜・果樹につきましても現在ゲルマニウムなので検出限界は数ベクレルですけども、ほとんどが検出せず、一部出ても数ベクレルから10ベクレル程度、そういったレベルに落ちついているところではございます。

次の2の農業振興事務所における検査です。こちらは目的といたしまして、より地元の地場産農産物ですとか、あるいは生産資材に当たる土とか堆肥、こういったものの検査を受け付けまして、より身近な地域での安全、特に安心の確保を行っています。

②が具体的な内容ですけども、1つ目の農産物のスクリーニング検査というのが、先ほどのモニタリング検査を補完するような関係になっておりまして、市町からの依頼を受けて、地元の農産物を検査しているものでございます。例えばほかの地域で検査して安全でしたが、念のためにここの市町のものも検査したいとか、あるいは10ヘクタールもないけれども地域で特産物として取り組んでいるようなものは検査をしております。

その下の農業生産の基礎的条件検査とありますのは、農業の生産資材である土とか堆肥、こういったものの安全性を確保することで間接的に農産物の安全も確保するという考え方で、農業者の要望にこたえて検査を行っています。

最後に、その下の行の技術確立のための調査研究と申しますのは、県の方でどういった栽培をすればより放射性物質の移行が減るだろうかというような、そういったことを研究するためにさまざまな調査を行っております。

こちらにつきましては③にあります振興事務所単位でシンチレーション検出器を導入しておりますので、こちらで検査をしています。

検査状況は2)に数字がございまして、農産物だけでも1,025検体、かなりの数になっています。例えばサツマイモだけでも100数十点です。学校給食向け等も要望に応じて検査をしております。

以上のように、我々としては綿密な検査を行うとともに、その検査結果は農畜水産物ともすべて公表してございまして、そういったことを通じまして安全・安心のいずれも確保できるように努めているところでございます。

検査結果の公表の仕方ですけれども、県庁のホームページでの公表をベースにしているんですが、これ以外にも流通関係者、市場あるいは生産者団体、こういったところに数字を随時提供したり、あるいは小売店にチラシを置いていただいたり、さらには消費者に直接チラシを配布したり、さまざまに手を尽くしてお知らせをしているところがございます。

最後に、一番後ろの8ページを見ていただきたいと思います、こちらが来年度の検査実施計画のスケジュールでございます。今御説明したのは上の農畜水まででございますが、いずれもことしのやり方を踏襲しながら、国の検査方針をもう少し見きわめて、あるいは物によってはより充実してということで、これから詳細を詰めていくところですが、大よその検査計画はこのようになっております。

農政部は以上です。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、資料2の方の「生活相談に係る放射性物質簡易検査について」、御説明をお願いします。

(金田林業振興課主幹)

資料1の中の林産物の放射性物質の部分について御説明をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。林業振興課でございます。

資料は4ページをごらんいただきたいと思えますけれども、林産物は森林由来の産物を総称しているわけがございますけれども、基本的な考え方といたしましては農産物と同じような考え方でもって検査をこれまで進めてまいっております。まず1の1)の②、品目ですけれども、販売を目的として栽培をされている品目ということで、キノコ類が主要なものでございますけれども、それを検査させていただいております。地域におきましては県内を3ブロック、北・中・南というふうに分けまして、主要な産地ごとに検査をしております。検査の時期につきましては月1回を基本といたしまして、あとは野生キノコとか、特定の時期にしか出荷がないもの、これについては出荷の初期ということで進めてまいっております。これまで検査いたしましたものは2)でございますけれども、キノコ類では生シイタケ、干しシイタケ、ナメコ、クリタケ、ヒラタケ、5品目で74検体ということでございます。それにワサビで5検体。それから野生キノコで10検体というようなことで、検査を進めてまいりました。

検査の状況でございますけれども、大部分の安全性は確認されてきているところがございますけれども、その中で3)の①原木ナメコ、これについては那須塩原市と日光市、この2町で基準値超過がございまして、これは知事の出荷自粛要請、その後で大臣の出荷制限の指示ということで、露地物でございますので、今現在も制限は継続中というようなことで、次のシーズンに向けて検査をしてまいりたいということであります。また②原木クリタケ、これも露地物でございますけれども、14市町ほどで基準値超過がございました。これについても同様に、知事の出荷自粛要請と大臣の制限指示が今現在もかかっている状態でございます。

それから③乾シイタケ、原木栽培ですけれども、これについては23市町で、県内の生産地のほぼ全域とっていい状態でございますけれども、知事が出荷自粛要請をかけてございます。国からは特にございません。乾シイタケについては先ほど久保専門官がおっしゃられましたように、今現在は乾燥した状態で検査して500ベクレルという基準の中

でやってございます。乾シイタケについては乾燥すると10分の1から20分の1に重量が変わります。それがゆえに、当然、放射性物質の濃度は高まっていくという中での検査で、これは今後、水戻し状態で4月1日以降に検査の基準方法が変わるというようなこととございますので、それらを兼ね合わせて再度検査をしてみたいというふうに考えてございます。

それから今後の検査の計画でございますけれども、8ページの表には空欄で、よくわからない明示をさせていただいているところですが、4ページの一番下に戻っていただきまして、今後の基準値が500から100ベクレルになるというようなことを見据えて、今まで県内を3ブロックとして毎月検査していた部分にさらに綿密さを加えまして、検査の強化をしていきたい。さらにキノコも今まではシイタケを中心に検査をしてみたいけれども、キノコと一概に言ってもナメコ・ヒラタケ・マイタケ・クリタケとか、たくさんありますし、そのほかにも林産物というところとタケノコもあるしワサビもあるしというようなことで、品目もこれまで以上に充実させながら、地域の部分も綿密さを加えてやってみたい。

また、今やっている食物としてのキノコの検査そのものは、消費者の皆様に行くところの直前の出口対策なんですね。今後、今考えてございますのは生産現場での入り口対策ということで、キノコを栽培するときに使う原木、それからおが粉、そういったものをチェックして、安全なものができるような栽培過程をたどらせるようなことで入り口と出口でダブルチェックをかけながら検査の方を進めて、安全な商品を提供してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

(石井会長)

ありがとうございました。

それでは続きまして、自然環境課の方から御説明をお願いします。

(津布久自然環境課課長補佐)

自然環境課、津布久と申します。

野生鳥獣の放射性物質検査についてご報告の方をいたします。資料の方が5ページから7ページになります。

まず5ページの方をごらんください。県内には野生鳥獣、たくさんいろいろなものが住んでいるわけでございますけれども、特に多いのがイノシシとかシカでございます。これらは冬季の狩猟期間に狩猟者によって捕獲されるものなんですけれども、それにも増して多いのが、年間で農林産物に被害を与えるということでの有害駆除、個体数調整の方もされております。そういったもので捕獲されるのが、両方合わせまして年間、イノシシで県内で6,000頭ぐらい、シカですと2,000頭ぐらいが捕獲されております。これらは山でそのまま埋めてしまったり、あとは焼却場で燃やしたりということもあるんですけれども、特に狩猟でとったものというのは狩猟者の方が自家消費の方をなさいます。そうすると口の中に入るものですから、その安全性はどうなんだという意見が出ましたので、調査の方を始めているわけでございます。

最初9月ぐらいに始まりまして、5ページに載っているのが9月・10月のデータをまとめたものでございます。上がイノシシで下がシカになっておりますけれども、イノシシというのはほぼ県内全域に、小山近辺を除きましてほぼ全域に広がっている動物でございます。シカというのは西側にしかいないんですね。八溝山系にはシカはおりませんので、

このような分布になっていて、そのようなところを市町村さんを通じて、猟友会さん等を通じましてデータを集めまして、数値をはかったところでございます。

上のイノシシの右側の表を見ていただきますと、まず括弧があるんですけども、括弧内は市町村さん等が図ったデータをこちらでまとめて集計したものでございます。生の数字の方が県がはかったものでございます。括弧内の方には簡易検査も含んでおりますので、数字的にはまだ正確なものではないんですが、目安としてお考えください。高い数値として矢板の990ですとか、茂木の括弧ですけども689、那須町の1,185などというのが、42検体中に出ているということがわかるかと思います。

またシカでございますけれども、シカも鹿沼市の540ですとか、日光市のこれは簡易検査でございますけれども2,037、矢板市の1,069、塩谷町の545、こういったことで500越えがたくさん出てしまいました。

このような状況で一番問題になるのは、7ページの方にあるんですが、流通に注意なくてはいけないということで、7ページの上の方の四角の中に書いてあるんですけども、那珂川町イノシシ肉加工施設というのがございます。県内でいろいろイノシシの高い数値が出ているから、那珂川町の施設で危険なものを県民の皆様に販売してしまう可能性があるということで、ここは独自にいち早く検査を始めました。これがそれを検証したもののなんですけれども、シカ・イノシシで出たということで12月2日に、その前から私どもの方は食べるのを控えてくださいということをお願いして、国の方から出荷制限というのが12月2日にかかっております。でも、いち早く検査体制を整えていた那珂川町は、12月5日の時点で一部制限を解除してもらっております。今通常、那珂川町のこの施設で販売しているものというのは、ここに説明してありますとおり、那珂川町・那須烏山市・茂木町・市貝町・益子町、限られた5市町村からのものだけを受け入れて、まず県による全頭検査、スクリーニングを行いまして、センチレーションですけれども、塩谷南那須農業振興事務所の方で検査をいたしまして、200以下のものでしたらそのまま出荷、200以上になった場合には今度は精密検査の方を、ゲルマニウムの方ではかりまして500以下というのが確認できたものだけを出荷しております。このような体制で県内のイノシシ肉というものの安全性は確保できております。

ほかの肉については、さすがに野生動物ですので環境を変えるというわけにもいかず、高い数字、6ページの方ですが、狩猟期間に入っておりますので数値をはかってみたわけでございますけれども、宇都宮市あたりでもイノシシでいうと2,000ぐらいの数値が出たり、シカでも高い数値というのがまだ、どんどん確認されています。今もまた検査を行っておりますが、やはり2,000というような数字も出てきてしまいます。これは福島県なんかですとっと高い数字が出ておまして、今イノシシで最高で1万4,000という数値も出ております。ほかの動物ということもあるんですけども、栃木県の例は少ないんですが、他県で見てもそれほど高い数字は、クマで少し出たぐらいで、鳥とかはみんな数値が低いんですが、イノシシとシカというのは高い数値が出ていて、しばらくは出荷制限の解除というのが解けない状況だと思われま。今後も狩猟期間前のものを中心に、こういったものをどんどんはかりながら推移を、かなり長期的なものになると思うんですが、どのような数値になっていくか把握していきたいと思っております。

以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

それでは続きまして(3)消費生活相談に係る放射性物質簡易検査について、御説明を

お願いいたします。

(入野くらし安全安心課長)

くらし安全安心課でございます。資料2をごらんください。消費生活相談に係る放射性物質簡易検査でございます。

栃木県消費生活センターでは消費生活全般におきまして消費者からの相談に応じているわけですが、このたび消費者庁の方で放射性物質簡易検査機器でございますシンチレーション検出器、これを全国の自治体に貸し出すことになりまして、栃木県として1台の貸与を受けたところでございます。この機器を活用いたしまして簡易検査を実施しております。

検査内容については放射性セシウムと放射性ヨウ素でございます。

検査の対象品でございますが、ただいまの説明のとおり、農政部さんなり環境森林部さんの方で基本的に流通しているものについては検査しておりますので、消費生活センターとしましては基本的には自家消費の家庭菜園等の野菜等を主に対象として検査をしているところでございます。

検査の実施方法でございますが、3でございます。一応は消費生活相談に係る商品テストの一環ということでございますので、予約制としまして、県のセンターもしくはお住まいの市町の消費生活センターに相談していただきまして、センターの方で検体の採取方法なり、前処理の方法等について詳しく説明をいたしまして、実際の検査はすべて県センターの方で行うということになっております。また消費生活センターということで、単に検査を行うということではなくて、放射能に対する消費者の不安解消といったことに重点を置いて対応しているところでございます。

検査結果につきましては、検査の日、その日に相談者に口頭で説明いたします。また検査結果につきましては保健福祉課部さんに情報提供を行っております。必要に応じてこちらの方で精密検査等を行っていただくことになっております。

検査の方は12月19日から始めました。現在の状況は42検体の検査しております。検査結果としましては検出下限値が50ベクレルなんですが、今までのところ検出下限値を超えたものはございません。検査品目はそこに記載のとおり、家庭菜園等の野菜、それから干柿。あと、井戸水が結構ございました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(石井会長)

どうも、入野課長ありがとうございました。

それでは、ただいま(1)から(3)の内容につきまして御説明をいただきましたので、皆様から御意見・ご質問等をお願いしたいと思います。どうぞ、どなたからでも結構でございます。

どうぞ、増渕委員。

(増渕正二委員)

2点あるんですけど、一点は今日の説明の中にもありましたけれども、消費者の理解というところなんです。やはり理解はかなり難しく、私どもは食品製造業ですけども、日々、消費者の方からダイレクトにいろんな質問が飛んできます。私どもは検査を当然、原料・製品でやっているんですけども、ホームページを通じてどのレベルまで開示しようか迷っているところであります。必要なのはやっぱり消費者の理解です。今日の久保専門官の

お話のようなものがもう少し分かりやすくどうやったら説明できるのか、厚労省なのか内閣府なのか県なのかよく分かりませんが、そこを工夫する余地はまだまだ必要なのかなという気がします。

もう一つは、放射能の環境汚染です。我々は製造業で県内に工場があります。そうしますと、工場の周辺の汚染状態はどうなっていますか、チェックしていますか、そういうデータを公開していますか、こういう話になるんです。そこまで消費者の方は言ってこられますので、そういう環境汚染に関する取り組みは今は個々の企業対応でやっていると思いますが、継続的にやらないといけませんのでコストもかなりかかってきます。この問題について何か御意見がありましたら教えていただきたいと思います。

(石井会長)

ありがとうございました。事務局の方、いかがですか。

(鈴木生活衛生課長)

まず1つ目の消費者の理解促進ということですが、放射能がこういった形で排出され、時間がたってきました。初歩的な部分からわからない方や中には研究をされて、いろんなところの講演会などに行って、知識をかなり多く仕入れている方もおり、熟度に差がある状態になっております。私たちの方では初期的なものにつきましては、先ほどちょっと御説明させていただいたんですけれども、出前講座みたいなもので私どもの職員が行きまして御説明させていただくという形でやらせていただいています。初歩的な部分については去年は5回、グループでの集まった方々に対し、御説明させていただいたところがございます。また、かなり勉強されている方に対しましては、今日お見えになっている久保先生など、専門家でないと説明が難しい部分があります。去年は食品安全フォーラムを実施したわけですが、そういったものを複数回やる必要があるのかなと思っています。今後それについては検討していきたいと思っております。そんな形で理解促進を何回となくやること以外に方法はないのかなと思っております。

(石井会長)

ありがとうございます。

もう一つの方、工場の周辺汚染の件については。

(鈴木生活衛生課長)

環境の方につきましては、環境森林部の方でやっております。下野新聞さんの方にも毎回掲載させていただいておりますけれども、大気の状態については新聞等を通して御説明をさせていただいているところです。最近市町村でやっているところもありますが、そういったものを提供しているという形でございます。私は食の安全なものですからちょっと専門外で申しわけないんですが、県としてはそんな形で、文科省の委託事業の中で実施しております。もっと綿密なメッシュでやる必要があるのかもしれませんが、飛行機などを使ってやったものや、車なんかでメッシュ状に切ってやっているものがありますけれども、なかなか、その日その日によって違ってくるものですから、定点で継続してやる必要があるものですので、それについてはそんな形で新聞に発表しているというのが現状でございます。

(石井会長)

増渕正二委員、どうぞ。

(増渕正二委員)

大気の問題じゃなくて、工場なら工場の製造の環境ですね、周辺を含めて、どのような汚染になっているのか、簡易検査でもいいからそういうデータを持って製造していますかということをお問われます。そこまで消費者の方はかなり深く勉強されていますし、基準値は幾つなんですかということまで踏み込んでくるんです。

(石井会長)

工場の周辺の環境汚染をきちっと調べて製造していますというお墨つきを消費者は求めているということなんですけど、その辺は今後の対応ですか。それとも県の方では少しずつ、先ほど課長が言われたように航空写真だとか自動車等を使っているような形で調べて公表される方法しかないのか。

課長、どうぞ。

(鈴木生活衛生課長)

先ほど私の方から説明しましたように全体の環境についてはやっているんですが、工場の状況、それそのものは難しいので、私ども行政としては、例えば市町村の事業者等がやっているような水を測る、大気を測る、あとは製品を測るということでやっております。実際の工程の中でやるとすれば、例えば先ほどありましたけれども産業技術センターで測るという方法など、なかなか難しい状況はあるのかなというふうに思いますが、事業者側の方で何らかの形で対応することになります。

(石井会長)

何かの機会にぜひ、そういう御意見もあったということをお伝えお願いいたします。
増渕委員、お待たせいたしました。

(増渕三津男委員)

今の説明の中の農業振興事務所の検査ですけれども、農産物のスクリーニング検査、1,025検体実施しているということですが、そのうち学校給食に対する448検体の関係で、これは地元と契約している農産物といいますか、そういうものの検体数ということで理解していいんですか。

(石井会長)

福井課長。

(福井経済流通課長)

契約といいますか、学校給食で使われている地元の農産物について幅広く受け付けをしています。どういった品目を出していただくかは市町村の方で現場と御相談いただいで判断していただいているところです。

(増渕三津男委員)

子供さんへの農産物に対して、保護者の方は大変心配しているということも考えられますので、これをもっと確認したいんですが、これを市町村でやっている部分というのもある

るんですか。ちょっと勉強不足で申しわけないんですが。

(福井経済流通課長)

直接の担当ではないんですけども。

市町村の学校給食検査は、宇都宮市が確か取り組みを始められていたと思いますけれども、市町村でやっているところもありますし、最初ご報告させてもらったように、県としても教育事務所を使ってこれからそういった施設も入れてやっていく計画もございます。

(増淵三津男委員)

本当に食品の大事な検査だと思います。ですからこれをもっと充実させるような体制といますか、そういうものをしっかりやっていただきたいと考えております。

それからもう一点よろしいですか。林産物の放射線関係なんですけど、今の説明の中で今後基準が変わる、500ベクレルから100ぐらいになるということなんですけど、特にシイタケ関係、これは今非常に難しい状況にあるのかなと。それが100ベクレルになった場合、シイタケ生産農家の方は非常に困っているという状況を聞くんですが、例えばこの辺で取れた原木を使用することができるのかどうなのか、その辺をちょっと確認したいんです。

(石井会長)

どうぞ、よろしくをお願いします。

(金田林業振興課主幹)

基準値の100ベクレルの話はこれから決まるであろうという状態の中におりますけれども、シイタケの検査は100に基づいてきちっとやって、安全なものを消費者さんにお届けするというので、先ほど申し上げたとおりです。安全なシイタケを発生させるにはということで、キノコの場合には野菜で言うところの畑が原木なんです、いろんなところから持ってくる原木。それによってキノコに数値が出たり出なかったりということが現実には起こっています。畑の場合には移動できないですけども、キノコの場合は安全な材料を入手して使えば製品にも安全性が担保されるということで、今現在もう既にやっているところではございますけれども、国の方で基準値ではありませんけれども、指標値と称して、使う原材料、原木なり、おが粉なりの数値を国が示して、その範囲内で使ってくださいというようなことで栽培農家さんに指導しております。それは入り口対策と先ほど申し上げた部分です。今度は出口の500ベクレルが100ベクレルになったときに使う原木を幾つにしたらいいかというのはまだ国が数字を出していないところで、私どももやきもきしている部分なんですけれども。そういったところが出次第、徹底しまして、安全な商品の提供に努めていきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

(石井会長)

ありがとうございます。

シイタケは本県にとっても大変な製品出荷額を誇っておりますので、ぜひ原木を安心な原木に変えていただくと製品の方の安全度もさらに高まるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(平野委員)

私は公募でこちらに出席させていただいております。消費者の立場で発言したいと思っております。

先ほどからリスクコミュニケーションを推進するために出前講座、講演会その他、これから力を入れていきたいと。今まででもかなり行われてきたようではございますけれども、さらにということで要望したいんですが、やはり教育現場。これはまた教育委員会を通して、先ほどもちょっと出てきましたけれども、実施することもあると思いますが、子供たちも消費者の一員ですね。そういう立場から、家庭でどういうふうにかこうのものに対応したらいいのかというようなことも非常に重要ではないかと。

私も先ほど出てきましたようにこういうメンバーの一人でもあり、また特別に関心を持っているような講演会、それから資料などをあさりました。その中でこんなことが出てきたんですね、被曝線量の算定は原材料のデータが一般的に用いられる。現材料は洗浄とか煮沸などの調理後に食前に上がることが多い。具体的に何人かの研究者が研究した結果、調理・加工は放射能を減少させる。線量の算定には除去ということも考慮することが合理的だということですね。データとしてハウレンソウは水洗いすると、洗い方にもよりますが、89%除去できる。これは放射能がいろいろある中で、先ほどありました137の方なんです。それからジャガイモは皮むきをすると36%、ニンジンも皮をむくと55%。ほかにたくさんデータがありますけれども。ハウレンソウはいち早く出荷停止対象になりましたけれども、実際に口の中に入る前の調理、これでどういうふうに変化するのか。放射能への心理的な心配は先ほども出てきましたけれども、非常に大きいということです。いろいろ講演などをお聞きしても、「心配することはない、ほとんどの物は」ということですが、さらにいろんな問い合わせがあったりすることには心配なんですよ。そういうものを取り除くためにも、消費生活センターなどでも、出前講座などでも、こういうデータもいろいろ調べて提供すると、より安心・安全につながるのではないかとこのように思いました。

(石井会長)

ありがとうございます。

いかがでございますか、今の平野委員の、調理で煮沸、水洗い・洗浄等々によって放射性物質がかなり軽減できるというお話を聞いたということも含めて、これから県ご当局でもそういういろんな分析をされて、この辺も県民の皆さんに方法の周知徹底みたいなものを行う方向でございますか。

福井課長、お願いします。

(福井経済流通課長)

今お話しされたのは、私も手元に持っていますけれども、原子力環境整備センターというところが出されている昔の調理の数字だと思います。私どもも出前講座なんかでお話しする際には、今日お話ししたように、県内のモニタリングの結果では今ほとんど検出されていないんですというお話をさせていただきます。ただ、それでも心配だとおっしゃる方には今の数字も説明させていただいております。私どもの基本的なところは「汚染された物をしっかり洗ってください」ではなくて、「汚染された物を出荷しないように」ということでやらせていただいておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

(石井会長)

どうぞ、中村副会長。

(中村副会長)

行政の肩を持つわけじゃないんですけど。理屈として今、平野委員がおっしゃったような洗うとか皮をむくとか、そういうことをやることによって放射性物質というのはどんどん落ちていくんですね、調理することによって。ただ、皆さんがそういうことをきちんとやっているかどうか、これはわからない。したがってそういうことの前でも安全・安心なところで規制をかけて、なおかつ心配な方は今課長さんがおっしゃったように、調理できちんと洗えば相当落ちますよというようなことで御理解いただければいいのかなと。そういう意味ではやっぱり県民一人一人がもっともっと賢くならないといけないのかなと私自身は思っています。そういったことをどうやったら県民に普及啓発できるのか、そういうお知恵もかしていただければありがたいなと思っております。

以上です。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

ぜひ引き続き、中村副会長のお話のように県民への周知、普及活動、啓蒙活動、こういったものをこれから県と、それからまた消費者の皆さんと一緒に進めていただければというふうに思っております。

はい、どうぞ。

(久保委員)

栃木県栄養士会の久保と申します。

先ほど平野委員がお話しされていた調理後のデータというのはなかなか出ていないということで、実は厚労省の方からの依頼がありまして、多分来月ぐらいにはそれに関して10県13地区で一般家庭の食事についての放射能を年齢別に検査するという計画がありまして、それには協力していこうと思っております。そのデータは多分公表されると思いますから、その後のデータをごらんいただければ少し安心できるんじゃないかなというふうに思っております。まだちょっと時間は。でも年度内にはできるんじゃないかなというふうに思っております。10県というのは近県と、少し離れた地区というのを対象に、一般家庭の一日分の食事、年齢別です。先ほど専門官がおっしゃっていたように年齢によっては食べる量も全然違いますので、それによってどう出るかというようなことも考えながら調査していきたいと思っております。いいデータが出ればいいと思っているんですけども。

(平野委員)

ありがとうございました。

(石井会長)

ありがとうございます。

久保専門官には最後に、今日のご議論を聞いていただいたの若干ご感想・御意見等を賜りたいというふうに思っております。

今日はもう一つ、まだ議題(4)が残っておりますので、(4)を先に進めて、その後で時間的な、全体的なところも見ながら進めていきたいと思っておりますので、大変恐縮でございますけど、それでは(4)平成24年度栃木県食品衛生監視指導計画(案)につきまして、事務局から御説明をお願い申し上げます。

(内藤生活衛生課班長)

生活衛生課の内藤でございます。

それでは平成24年度の栃木県食品衛生監視指導計画(案)について、説明をさせていただきます。食品衛生監視指導計画につきましては食品衛生法に基づきまして毎年作成しているわけでございますけれども、今回お示ししましたとおり案を作成いたしましたので、概要を説明したいと思います。

24年度の計画の特徴としましては次の2点が挙げられます。1つ目は昨年3月に発生した大震災と原発事故によりまして食品の汚染が問題になったため、その対策が一つ。2つ目が、昨年4月に飲食店チェーンで生食用食肉に起因する腸管出血性大腸菌による食中毒の発生があり、その発生に伴いまして規格基準が決められました。その対応をするということで、2つが特徴として挙げられております。

資料の監視指導計画(案)というのがありますが、1ページ目をごらんいただきたいと思っております。1ページ目の下の方ですけれども、2のところに試験検査の実施体制がございます。ここでは(1)実施機関としてアの保健環境センター、及び次のページのウのところに食肉衛生検査所がございますけれども、こちらで放射性物質の検査を実施するという旨、追加いたしました。

2ページ目の3ですが、関係機関との連携確保に関する事項でございますけれども、(1)厚生労働省、消費者庁及び他の都道府県等との連携でございます。この部分のオとしまして「県内で生産されている食品や流通している食品の放射性物質検査を効果的に実施するため宇都宮市と密接な連携を図る」というようなことを追加しております。他自治体との連携についてはこれまでも実施してきたわけでありまして、今回は、宇都宮市の卸売市場から流通する食品も多いということがございますことと、食品の中で特に牛乳等、子供たちが利用する食品について効果的に効率的に検査を実施したいということで宇都宮市と連携するということを明記いたしました。

4ページ目の3をごらんいただきたいと思っております。ここには重点監視事項を書いてございます。重点監視事項につきましては昨年度は食中毒の予防対策と食品の表示、それから食品事業者の記録の作成と保存の徹底というもの3つを掲げておりましたけれども、今回は新たに(2)生食用食肉の規格基準の遵守、それから(3)放射性物質に関する事項というものを追加いたしました。

それから、重点監視事項(1)のところの食中毒の予防対策のところでございますけれども、イにカンピロバクターと、ウの腸管出血性の記載がございますけれども、この部分について若干の変更をいたしました。カンピロバクターにつきましては食鳥肉等で問題になるというようなことがございますので、食鳥肉の生食や加熱不十分に注意するよう、注意喚起するというようなことで表現を改めました。

5ページ目の(2)のところでありまして、ここに新たに加えた部分ですが、生食用食肉の規格基準の遵守に関する事項ということで追加いたしました。ここにつきましては昨年10月に生食用食肉の規格基準が新たに定められたことで、生食用食肉を扱う飲食店等の監視を強化することといたしました。あわせて一般に食肉の生食に食中毒のリスクが高いということで、消費者への注意喚起を図るなどの表示の基準が遵守されるよう、監視指導を徹底することも明記いたしました。

さらに(3)放射性物質に関する事項につきましては、県内で流通します食品を中心に放射性物質の検査を実施する。それから基準を超過した物については食品の流通防止を図っていくことを追加いたしました。

6ページの第5をごらんいただきたいと思います。ここには第5として食品等の検査に関する事項というのがございますけれども、2の主な検査の内容ということで(3)のところに放射性物質検査を追加いたしました。県内で生産・流通する食品であるとか、あるいはと畜場でと畜される家畜の食肉等を中心に放射性物質を検査して、基準を超過した物については流通させないようにするというを明記いたしました。

8ページをごらんいただきたいと思います。8ページの第8の公表に関する事項でございますけれども、5として放射性物質検査の公表を追加いたしました。「放射性物質検査の結果については、原則として速やかに公表する」というようなことで表記いたしました。

11ページをごらんいただきたいと思います。別表1がございます。ここには24年度の立入検査の計画を示しておりますけれども、左の方に区分というのがございます、AからEまでございますけれども。このうちBの欄のところですが、年2回以上監視する対象施設ということで生食用食肉を扱う飲食店、食肉処理場、食肉販売店を追加いたしました。

それから14ページをごらんいただきたいと思います。14ページの一番下のところですが、5として放射性物質検査を追加いたしました。ここでは宇都宮市を含めまして収去検査を300件検査するというので、流通食品の収去検査を実施する旨、記載いたしました。

以上、23年度の計画から変更した箇所を中心に、24年度の概要を説明させていただきました。なお本計画案につきましては2月1日から広く県民の方から御意見を伺うためにパブリックコメントを実施しております。

以上でございます。

(石井会長)

どうも、内藤班長、ありがとうございました。

それでは予定している4時が来てしまったんですけれども、今日は大変重要な議題でございますので、あと1人・2人に限られてしまいますが、御意見・ご質問をお聞きして、そして久保様から全体の今日のご感想を賜って終わりにしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。よろしゅうございますか。

(なし)

(石井会長)

またご質問等ありましたら事務局の方にぜひご連絡いただいて、事務局の方と私の方で、できるだけ速やかに対応を検討しまして、委員の皆様はその都度フィードバックをさせていただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。何なりと委員会終了後、いつでも結構でございますので、忌憚のない御意見やご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

それでは久保様、大変恐縮でございますけど、最後御感想を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

(久保内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション専門官)

やはりこちらで直接、放射能の影響をこうむっているということで、非常に皆さん努力されていると存じます。私は仕事上、西の方にもいろいろお話に行くんですけども、感じる場所としてはやはり西に住まれている方と現実にこういう環境でご苦労されている方、気持ちの上のギャップが非常に高くなっているというのが非常に心配になってきます。

私どもとしても今年度・来年含めましてリスクコミュニケーションが重要だというスタンスで、地方自治体さんにご協力しながら、あと地域の消費者団体さんとも協力しながら、大きなものから小さな少人数の集まりまで、できるだけ忌憚のない御意見をいただきながら御理解を賜るような、そういった催し物をぜひやっていきたいと思っておりますので、あわせて皆様のご苦労というか、それを広めるために頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。どうもありがとうございました。

(石井会長)

どうも、久保様、本当にありがとうございました。

まだまだ委員の皆様方はそれぞれのお立場で御意見がたくさんあると思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように後日ぜひ事務局の方にお問い合わせ賜りたいと思っております。

では定刻になりましたので、本日の議事の方は一応終了させていただきます。本日は長時間にわたり、熱心にご議論いただきまして本当にありがとうございました。

それではこの辺で進行を司会にお返しさせていただきます。よろしくお願ひします。

(斎藤生活衛生課課長補佐)

大変ありがとうございました。委員の皆様には貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。

ここで次回の開催日程等についてご案内いたします。次の会議は7月下旬を予定しております。改めてご案内させていただきますので、委員の皆様にはお忙しいところ恐縮でございますが、御出席のほどよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして第11回とちぎ食の安全・安心推進会議を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。